

令和7年那審第4号

裁 決

漁船A乗揚事件

5 受審人 a

職名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、
10 次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

15

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年10月5日08時05分

20 沖縄県ナガシマ島北西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 漁船A

総トン数 4.9トン

登録長 11.85メートル

25 機関の種類 ディーゼル機関

出力 242キロワット

3 事実の経過

Aは、平成3年8月に進水し、船尾部に操舵室を配し、同室に舵輪、機関遠隔操縦装置、レーダー及びG P Sプロッターをそれぞれ備えた、まぐろ一本釣り漁業に従事するF R P製漁船で、a受審人が単独で乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和6年10月5日06時20分沖縄県牧港漁港の係留地を発し、同県久米島西方沖合の漁場に向かった。

ところで、ナガンヌ島の周囲には、環状にさんご礁（以下「ナガンヌ環礁」という。）が存在しており、ナガンヌ環礁北西端にナガンヌ島北西方灯標が、ナガンヌ環礁南西端にナガンヌ島南西方灯標がそれぞれ設置されていた。

また、a受審人は、ナガンヌ島付近を数えきれないほど航行した経験を有し、ナガンヌ環礁の存在を承知しており、同島付近を航行する際、ナガンヌ環礁に接近しないよう注意していた。

a受審人は、G P Sプロッターを作動させ、操舵室で操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、06時44分神山島灯台から076度（真方位、以下同じ。）6.6海里の地点で、針路を266度に定めて自動操舵とし、6.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

08時00分a受審人は、神山島灯台から295度2.4海里の地点に達したとき、ナガンヌ島北西方沖合のさんご礁（以下「ナガンヌ礁」という。）まで1,050メートルとなり、その後ナガンヌ礁に向首接近する状況であったが、ナガンヌ島やナガンヌ島北西方灯標を見て、ナガンヌ礁から十分に離しているつもりだったので、航行に支障はないものと思い、G P Sプロッターを活用してナガンヌ礁との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったので、この状

況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、ナガンヌ礁に向首したまま続航し、08時05分神山島灯台から289度2.95海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、ナガンヌ礁に乗り揚げた。

5 当時、天候は晴れで風力2の東南東風が吹き、潮候はほぼ高潮時に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底外板に擦過傷等を生じたが、引出時に全壊し、のち廃船処理された。

10 (原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、ナガンヌ島北西方沖合において、漁場に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、ナガンヌ礁に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、ナガンヌ島北西方沖合において、漁場に向けて航行する場合、ナガンヌ礁に乗り揚げることのないよう、G P Sプロッターを活用してナガンヌ礁との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、ナガンヌ島やナガンヌ島北西方灯標を見て、ナガンヌ礁から十分に離しているつもりだったので、航行に支障はないものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、ナガンヌ礁に向首接近する状況に気付かないまま進行してナガンヌ礁に乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせたうえ、廃船させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

25

よって主文のとおり裁決する。

令和7年9月11日

門司地方海難審判所那霸支所

審判官 山本哲也